

岩手県告示第474号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 イオンタウン株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 (仮称) イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目51番41
- 3 変更した事項
 - (1) 新設予定地の敷地の面積
 - (2) 特定大規模集客施設の床面積の合計
 - (3) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積
 - (4) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日
 - (5) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日
- 4 届出年月日 平成25年6月12日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成25年6月21日から同年8月21日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに釜石市役所、大船渡市役所、遠野市役所、住田町役場及び大槌町役場